

(諮問第2号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

- 委員 : 生産緑地地区の新規指定の面積要件は 300 m<sup>2</sup>以上だが、今回の指定では 100 m<sup>2</sup>以上に基準を緩和している。所有者の反応はどうだったか。
- 事務局 : 個々の農地としては 100 m<sup>2</sup>が最小であるが、一団の面積としては 300 m<sup>2</sup>以上であることが生産緑地地区の指定要件である。平成 30 年度までの指定基準である 500 m<sup>2</sup>を緩和し 300 m<sup>2</sup>としたところ、農家からは生産緑地に指定しやすくなったと好意的に受け止められたと認識している。
- 委員 : 特定生産緑地に移行しない農地の周辺にある農地で、生産緑地の面積要件等を満たさなくなり道連れで一団の農地指定ができなくなると思うが、生産緑地地区を解除しなければならないものはあるか。
- 事務局 : 特定生産緑地に移行しない農地を調査し、道連れで生産緑地地区を解除せざるを得ない農地については、その所有者に説明し理解を得ている。
- 委員 : 特定生産緑地の指定を受けない面積が 8.4%あるが、どのように受け止めているか。
- 事務局 : 特定生産緑地に指定されない理由は、即座に買い取りができる状態にしておきたいことや、既に転用や開発の予定がある場合である。
- 委員 : 指定されない理由に後継者問題は関連しているのか。
- 事務局 : 後継者問題は関連しており深刻である。都市農地貸借円滑化法によって従前は貸すことができなかった生産緑地を一定の手続きをすることで貸すことができるようになった。このような新たな制度を活用しながら、農家に寄り添いながら後継者問題等を考えていきたい。
- 委員 : 借りた生産緑地で農業経営をしている場所は、尼崎に何か所あるのか。また、このような制度を活用して今後も後継者づくりに力を入れてもらえるよう要望する。
- 事務局 : 都市農地貸借円滑化法の活用した農地は市内に 14 ヶ所、約 17,000 m<sup>2</sup>である。
- 委員 : 尼崎市のまちづくりの中で、生産緑地は多い方がいいのか少ない方がいいのか、当局の見解を聞かせてほしい。
- 事務局 : 農地は住環境や都市環境を形成する上で非常に重要なものである。災害発生時の避難スペースにもなることで平成 24 年度ごろから国も重要視し始めており、尼崎市でも断続的だった生産緑地の指定を所有者の意向に沿って継続的に行ってきた。今後はまちづくりの面からも後継者問題等を援護しながら農地の保全を進めていくような方策を検討すべきだと考えている。

- 委員 : 畑は手放したくないが農業をする人がいないという悩みを抱えている農家がいるが、外国人労働者の人材派遣などは考えているのか。
- 事務局 : 後継者問題への新しい施策が2点ある。1つは委員指摘の外国人労働者の活用であるが、現段階では農家からのニーズは直接聞いていないので、今後ニーズがあれば検討していく。2つ目は農福連携で障害がある方に農業を体験してもらい、または農業を手伝ってもらいものだ。こちらは昨年度くらいから徐々に尼崎でも実現しているので、今後も積極的に対応していきたい。
- 委員 : 特定生産緑地に移行しない農地が8.4%あるが、市として最低限保全しておきたい面積などの、目標値はあるのか。また、災害対策の観点から6行政区でこの行政区にはこれだけの生産緑地を確保しておきたいなどの数値目標はあるのか。
- 事務局 : 相続などによって尼崎市では毎年約2haずつ農地が減っている。その減少幅を少しでも小さくするために、生産緑地の面積基準が当初は500㎡だったものを300㎡に緩和したり、農地と農地が離れていても一団の土地として生産緑地に指定するなど、営農しやすくなるような工夫をしている。今後も様々な対策を通じて農地の保全に努めていく。
- 事務局 : 農地が少しずつ減っていくことはある意味、自明の理である。現在改定中の都市計画マスタープランや緑の基本計画などで農地の保全に対する考え方を示すとともに、必要に応じて農地の保全に係る数値目標を立てて管理していくことを検討する。
- 委員 : 農業者の顔が見えないので、地域の農業者が意見交換をするような機会を設けるなど、農業者が支援を受けやすいような仕組みづくりが大切だと思う。
- 事務局 : 農業者によっては小学生に農業体験をしてもらい、一緒に収穫することで子供のころから農業に親んでもらう取り組みをしている農家もいる。ご指摘の通り、周りの農業者の顔が見えないという意見はあるので、今後どういったことができるのか検討していく。
- 委員 : 特定生産緑地への移行希望者には2通りあると考える。1つは尼崎の都市農地を引っ張っていこうと努力をしている認定農業者である。もう1つは宅地に比べて農地の方が税金は安いという理由で、仕方なく農地にしている方である。後者は不健全と言わざるを得ない。地方と異なり、農地をまとめていくことは無理があるので、農業をしたい人に農地を貸していくことが大切である。農地を貸したい人と借りたい人をつなげるのが、今後の行政の仕事となると考える。可能な限り農地を保全するようお願いする。

会 長 : 諮問第2号の特定生産緑地の指定に関して、事務局に示された原案通り  
決定することで異議はないか。

(異議なしの声)

会 長 : 異議がないので、当審議会として原案の通り承認することとし、これを  
本日付の答申とする。